

## 佐渡市生涯学習・生涯スポーツ人材バンク登録基準

### （目的）

1. この基準は、市民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「好きな方法で」学習できる環境を整えるために、各分野で優れた知識、技能、特技等を有する人材を指導者とし、「佐渡市生涯学習・生涯スポーツ人材バンク」（以下、「人材バンク」という。）に登録のあった情報を広く提供することにより、市民の学習活動を支援することを目的とする。

### （登録の条件）

2. 登録できる者は、学習活動を支援する意欲があり、そのための知識、技能、特技等を有する市内に在住、在勤する個人又は団体とする。

### （登録）

3. 登録希望者は、人材バンク登録申込書（別紙）を佐渡市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

教育委員会は、提出された登録申込書の内容を確認し適當と認めたとき、人材バンクに登録するものとする。このほか、教育委員会が登録をすることが適當であると認める者については、本人の承諾を得て登録することができる。

### （情報の公開）

4. 登録内容は、市民からの問い合わせに対し情報提供するものとする。ただし、住所などの個人情報については非公開とし、教育委員会へ照会があった場合のみ登録者の承諾を得て情報提供する。

名簿に登録された事項については、以下の方法で公開する。

- (1) 教育委員会事務室（紙ベース）
- (2) 佐渡市ホームページ（インターネット）
- (3) 新潟県生涯学習情報提供システム『ラ・ラ・ネット』（インターネット）

この場合において、登録者にかかる事項については、次の各号に掲げる情報のみ公開するものとする。ただし、本人の申し出があった場合は、この限りでない。

- (1) 氏名（団体においては、団体名及び代表者名）
- (2) 性別
- (3) 指導できる内容
- (4) 指導可能日
- (5) 必要な経費

(登録の期間の更新と登録内容の変更)

5. 登録の期間は、登録の日から翌々年度の3月31日までとする。この期間の更新を受けようとする登録者は、登録期間満了日までに登録申込書を提出するものとする。

また、提出した登録申込書の内容に変更が生じたときは、その内容を速やかに報告しなければならない。

(登録の取り消し)

6. 登録者が、次の各号に該当した場合は、登録を削除することができる。

(1) 登録者が登録の取り消しを申し出たとき

(2) 登録者として不適格と認められる特別な事由が生じたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき

(日程調整、謝礼等)

7. 日程調整及び謝礼等については、登録者及び学習者が協議の上で決定するものとする。

(傷害保険)

8. 登録者及び学習者は、当該生涯学習活動等の実施に伴い危険が予想される場合は、傷害保険に加入するよう努めるものとする。

(個人情報の管理)

9. 登録内容は、人材バンク以外には使用しない。